

## 第5次中間答申 構成（案）

## 第1章 総論

1. 第5次中間答申における基本的考え方
2. 放送のデジタル化の意義
3. 今後の課題

## 第2章 国民の理解醸成

1. 周知徹底
  - (1) 現状
    - ①周知広報の取組
    - ②総務省調査の結果
  - (2) 審議会における議論
  - (3) 提言
    - ①放送を活用した周知の徹底
    - ②地方自治体、民生委員、老人クラブ等との連携
    - ③国民運動の展開
    - ④アナログテレビの「誤購入」防止策の強化
2. 悪質商法対策
  - (1) 現状
  - (2) 審議会における議論
  - (3) 提言
    - 関係省庁と連携した取組の必要性
3. 相談への対応
  - (1) 現状
  - (2) 審議会における議論
  - (3) 提言
    - 相談体制の充実・強化（別紙1）
    - 相談内容の集約と有効活用

## 第3章 受信側の課題

1. 受信機の普及

(1) 現状

- ①普及台数及び普及世帯数
- ②受信機の低廉化・多様化
- ③著作権保護方式の見直し

(2) 審議会における議論

(3) 提言

- ① 受信機が多様化・低廉化
- ② 簡易なチューナーの開発・流通
- ③ 経済弱者への支援
  - ・対象世帯（別紙2）
  - ・支援内容
  - ・支援方法

④使いやすい機器の普及

⑤技術弱者へのサポート

- ・全国の受信者支援センターできめ細かな相談対応を実施
- ・高齢者世帯を含めて繰り返し何度でも説明会を開催（自治体の協力が不可欠）
- ・説明会に出席できないような要介護世帯等には個別訪問も含めて検討（市町村の協力が不可欠）

2. 共聴施設の改修促進

(1) 現状

- ①共聴施設の施設数及び利用世帯数
- ②共聴施設のデジタル化対応状況
- ③共聴施設のデジタル化促進の取組

(2) 審議会における議論

(3) 提言

- ① 辺地共聴施設への周知徹底・改修支援の在り方
- ② 受信障害対策共聴施設への周知徹底・改修促進策の在り方（別紙3）
- ③ 集合住宅共聴施設への周知徹底
- ④ 共聴施設の改修に必要な手続きの簡素化

3. 公共施設のデジタル化

(1) 現状

(2) 審議会における議論

(3) 提言

- 平成22年中の改修に向けた取組

## 1. 中継局整備

### (1) 現状

### (2) 審議会における議論

### (3) 提言

- ①中継局ロードマップの着実な実施
- ②「新たな難視」への対応
- ③課題がある局所への対応
- ④中継局ロードマップの在り方
- ⑤市町村別ロードマップのフォローアップ（本年6月）  
→今後、衛星セーフティネット対象世帯の特定へ
- ⑥アナログ中継局とデジタル中継局の対比表（本年6月）

## 2. デジタル混信

### (1) 現状

- ①混信の発生状況
- ②これまでの取組状況

### (2) 審議会における議論

### (3) 提言

- ①発生状況の把握
- ②個別課題の対応
- ③過渡的混信問題

## 3. ケーブルテレビ

### (1) 現状

### (2) 審議会における議論

### (3) 提言

- ①ケーブルテレビによるデジタル難視聴対策  
(辺地共聴施設や受信障害対策共聴施設の吸収促進、新たな難視エリアのカバー)
- ②ケーブルテレビのデジタル化の計画的促進

## 4. IP再送信

### (1) 現状

### (2) 審議会における議論

### (3) 提言

- ①条件不利地域におけるサービス提供の必要性
- ②サービス提供エリアの計画

## 5. 衛星セーフティネット

### (1) 現状

### (2) 審議会における議論

### (3) 提言

- ①セーフティネット対象世帯の絞込み  
（「新たな難視」、「デジタル化困難共聴」、「デジタル混信」）
- ②昨年12月及び本年5月に全国地上デジタル放送推進協議会が示した考え方について（参考資料2、資料8）
- ③送受信経費の負担の在り方（別紙4）

## 第5章 デジタル放送の有効活用

### 1. 公共分野における有効活用

- (1) 現状
- (2) 審議会における議論
- (3) 提言
  - 公共分野における利活用の促進
  - 有効活用の事例をとりまとめて公表

### 2. 字幕放送・解説放送等の拡充

- (1) 現状
- (2) 審議会における議論
- (3) 提言
  - 字幕・解説放送等の拡充

### 3. 地デジの特性を活かした番組づくり

- (1) 現状
- (2) 審議会における議論
- (3) 提言
  - 地デジの特性を活用した番組づくりの推進

## 第6章 アナログ放送の円滑な終了のための課題

### 1. アナログ放送終了のための放送対応手順（「アナログ放送終了計画」）

- (1) 現状
- (2) 審議会における議論
- (3) 提言
  - 本年4月の全国協議会の案について
  - リハーサルの検討（全国協議会の案にも記述あり）

### 2. 廃棄・リサイクル

- (1) 現状
- (2) 審議会における議論
- (3) 提言
  - 関係省庁と連携した取組の必要性

### 3. アナログ放送終了のための体制整備

- (1) 現状
- (2) 審議会における議論
- (3) 提言
  - 都道府県単位においてさまざまな関係者が参加した「連絡調整会議」の設置
  - 政府をあげた推進体制の検討

## 第7章 アナログ放送終了後の課題

### 1. 地上系放送基盤の整備

- (1) 現状
- (2) 審議会における議論
- (3) 提言
  - 衛星セーフティネット開始前までに地上系基盤整備の計画策定を行う体制整備

### 2. 53チャンネル以上を使用する中継局のチャンネル切替（強制リパック）

- (1) 現状
- (2) 審議会における議論
- (3) 提言
  - ①実施計画の策定
  - ②経費負担の在り方の検討

## 相談体制の拡充

### 1. 相談体制の強化

- 視聴者からの電話又は直接応対による受信相談対応（受信方法の助言や工事業者等の紹介）
- 市町村・老人会・町内会・民生委員等を対象とした説明会・巡回相談
- 地元電機店等の協力によりパンフレット配布等の周知広報
- 地デジに関する地元ボランティアの育成とボランティア組織との連携
- 受信可能な中継局、弱電界地域、混信発生状況等の受信環境調査・把握と情報提供
- 各世帯のデジタル化対応状況の情報収集
- 各地域の関係業界間等の連絡・調整（各地域固有の問題解決等）
- 経済弱者への支援策や衛星セーフティネットに関する周知等

等

### 2. 「テレビ受信者支援センター（仮称）」

- 全国10か所程度に設置（平成20年秋）
- 平成23年のアナログ放送終了に向け、さらにきめ細かな相談対応ができる体制の構築

## 「経済弱者」の範囲

対象範囲	対象世帯数	備考
生活保護世帯	約107万世帯 (平成18年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が生活に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障している範囲。</li> <li>・NHKとの受信契約をしていない世帯も含まれる。</li> </ul>
NHK受信料全額免除世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯</li> <li>・心身障害者のいる住民税非課税世帯等</li> </ul>	最大200万世帯程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯に加えて、低所得の心身障害者等まで含めた範囲。</li> <li>・既存の放送制度の枠組みと整合性がとれる。</li> <li>・NHKとの受信契約が必要</li> </ul>
高齢者のみの世帯	約840万世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得が高い高齢者も含まれる。</li> </ul>
障害者世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者</li> <li>・知的障害者</li> <li>・精神障害者</li> </ul>	約600万世帯 ※左欄の各障害者数の単純合計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得が高い障害者も含まれる。</li> </ul>

## 【生活保護世帯】

厚生労働省 平成18年度「社会福祉行政業務報告」

## 【NHK受信料全額免除世帯】

公的扶助受給者、身体障害者：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」、重度の知的障害者：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」による（NHK調べ）。

## 【高齢者のみの世帯】

厚生労働省 平成18年「国民生活基礎調査の概況」

## 【障害者世帯】

身体障害者（身体障害者手帳交付台帳登録数（厚生労働省 平成18年度「社会福祉行政業務報告」））。

知的障害者（療育手帳交付台帳登録数（厚生労働省 平成18年度「社会福祉行政業務報告」））。

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数（厚生労働省 平成18年度「保健・衛生行政業務報告」）（平成18年度末交付者数から有効期限切れのものを除いた数））

## 受信障害対策共聴施設改修の課題

1. 共聴施設設置者等における施設改修の必要性等の認識の浸透
  - ・ 受信障害が解消される世帯での個別アンテナ設置を含む周知広報の徹底
  - ・ 施設設置者等に対する個別の働きかけの強化
2. 共聴施設の現状把握
  - ・ 施設設置者等情報の把握
  - ・ 施設改修の進捗状況等の把握
3. 地上デジタル放送における受信障害範囲の調査
  - ・ 受信障害範囲を実測する場合のコストの大きさと地域コミュニティ内で対応が異なることへの住民理解の促進
  - ・ 地域ごとの相談対応、地上デジタル放送受信状況に関するきめ細やかな情報提供等の強化
  - ・ 公益事業者等の大規模な施設所有者に対する調査の早期実施への働きかけ
4. 当事者間協議の設定・遂行が困難な場合の対応
  - ・ 原因者の特定が困難な場合や渡し切り補償により対策を終了している場合等の対応の検討
5. 当事者間の合意形成や手続き等により施設改修まで長期間が必要
  - ・ 当事者間の協議が難航している場合の相談の在り方を含む促進策の検討
  - ・ 事務手続き・処理の迅速化
6. 施設改修に要する費用負担が過重な場合の対応
  - ・ アナログ受信機のみ保有世帯へのデジアナ変換を含む効率的な施設改修方法の検討
  - ・ 住民負担が過重となる場合の施設改修の促進策の検討



## 衛星セーフティネットの経費負担の在り方

### 1. 送信側の経費負担の在り方

- 国
- NHK
- 民間放送事業者？

### 2. 受信側の経費負担の在り方

#### ○最低限必要となる初期経費

- ・パラボラアンテナ
- ・アンテナ設置工事及び宅内配線工事
- ・BSデジタルチューナー（三波共用デジタルチューナー）1台

※ただし、既にBSデジタル放送を視聴できる世帯はこれらの費用は不要となる。

#### ○対象世帯

ある地域を放送対象地域とする放送局（独立U局を除く）の地上アナログ放送を視聴している世帯であって、その放送局の地上デジタル放送が視聴できなくなる世帯

## 情報通信審議会第4次中間答申(抜粋)

## 第四章 受信側の課題(1)

## 一 受信機の普及と利便性の向上

## 3. 提言

## (2) 受信機器購入に対する支援

デジタル放送の受信機器は、視聴者の自己負担により購入されることが原則である。一方で、明らかな経済的な理由により、これまでアナログ放送を視聴していたにもかかわらずデジタル放送を視聴できなくなる世帯が生じることも想定される。地上テレビジョン放送が生活に必要な情報を提供していることに鑑みれば、これらの世帯においても、デジタル化された後も引き続き地上テレビジョン放送を視聴できるよう、何らかの支援が検討されるべきと考える。

海外においては、例えば、アメリカでは全ての地上波受信世帯に対してチューナー購入を補助する40ドルクーポンを1世帯につき2枚まで配布するプログラムが予定されている。また、イギリスでは75歳以上の高齢者、障害者を対象とした支援方針が決定されている。

ただし、このような支援を検討するにしても、受信機器の購入が視聴者の自己負担であるという原則を変えるものではなく、国民がデジタル放送対応に躊躇することにつながらないよう、その政策目的を明確にし、支援の具体策を早期に明らかにすることが必要である。また、自己の負担によりデジタル対応を行う国民との著しい不公平が生じないよう、支援の対象者や支援の範囲について厳密に限定する等、慎重な対応が望まれる。審議会としては、以下の点を基本的考え方としつつ、支援の具体策について、国は、平成20年夏までに検討して公表するよう提言する。

① 支援を行う対象者は、経済的に困窮度が高いものとして認定された者等、厳密に限定すべきこと

② その支援対象は、現在アナログ放送を受信している人が平成23(2011)年以降も引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定すべきこと

また、審議会の議論の過程で、地方公共団体の専門委員から、支援を行う際に地方公共団体の負担が生じることについて懸念が表明されており、具体策の検討にあたってはこの点に配慮して行われることが望まれる。